

こんなときどうする?!

知的財産アドバイス

連載 第43回

この連載では、印刷会社の業務で起こりうる、知的財産に関するトラブル・疑問とその注意点について、関係する知的財産に関する法律を交えて紹介・解説していきます。

抽選会における景品類の設定に関する注意点

相談内容 地元の商店街から「新春セール開催に際して、イベントとして『春の大抽選会』を行いたいのので、抽選会の企画・提案をして欲しい」との依頼がありました。商店街の大部分である50店舗が参加予定で、セール期間中の売上総額も6,000万円位を目指したい、と聞いています。

そこで、抽選会の景品などを設定したうえで、案内用ポスターや抽選券のデザインを含めた提案をしようと考えています。抽選会は、500円お買い上げごとに抽選券1枚を配布し、目玉となる特賞は50万円の高画質大型テレビで、総額を200万円程度にすれば、インパクトがあつていいのではないかと考えています。

このような提案を行うに際して、何か注意することがあれば教えてください。

回 答

インパクトのある景品をお考えのようですが、取引の相手方に提供する経済上の利益が、「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法」という）における「景品類」に該当する場合は、提供できる景品類の限度額が規制されるので確認が必要です。

今回のように、一つの商店街に属する小売業者又はサービス業者の相当多数が共同で行う場合は、景品表示法の「共同懸賞」に該当し、その場合の景品類の限度額は、最高額が30万円、総額は売上予定総額の3%（相談内容の場合180万円）以下になります。そのため、検討中の特賞と総額は、限度額をオーバーしてしまうため変更が必要です。

なお、総額については、セール期間中の売上見込み額が合理的な数値でないルール違反と見做される可能性があるため、商店街の方に前回のセール期間中の売上実績などの根拠となる情報を確認した上で総額を設定するようにしてください。

解説・注意点

1. 景品表示法上の「景品類」とは

景品表示法では、景品類の限度額（最高額、総額）等を規制することにより、一般消費者の利益を保護するとともに、過大景品による不健全な競争を防止しています。

景品表示法上の「景品類」とは、

- (1) 顧客を誘引するための手段として、
- (2) 事業者が自己の供給する商品・サービスの取引に付随して提供する
- (3) 物品、金銭その他の経済上の利益

であり、景品類に該当する場合は、景品表示法に基づく景品規制が適用されます。

2. 「景品規制」とは

景品表示法に基づく景品規制は、(1) 一般懸賞に関するもの、(2) 共同懸賞に関するもの、(3) 総付景品に関するもの(※)があり、それぞれ、提供できる景品類の限度額（表1）が定められています。



景品表示法には景品類の限度額(最高額、総額)等を規制するルールがあります

「共同懸賞」では**最高額は30万円、総額は懸賞に係る売上予定総額の3%を超えるとNGです**

JFPI 商店街 新春セール「春の大抽選会」

特賞
高画質大型テレビ
×50万円相当!

1等 **ドラム式全自動洗濯機**
2等 **多機能電子レンジ**
3等 **高級リゾートホテルプレミアム宿泊券**
4等 **Special Hotel 宿泊券**

総額、なんと ×200万円!!

抽選期間 **4/1(木)~4/30(金)**
●500円お買い上げごとに抽選券を1枚

限度額を超える過大な景品類の提供を行うなどして、違反行為であると認められた場合、事業者は、消費者庁長官から措置命令（違反行為の差し止めや、再発防止措置の構築等）が出されることがありますので注意が必要です。

(※) 補足

「懸賞」とは、抽選やじゃんけんなどの偶然性、〇〇コンテストのように作品などの優劣の方法によって、景品類の提供の相手方、又は提供する景品類の価値を定めることをいい、一定の条件の下で複数の事業者が共同して行うものを「共同懸賞」、それ以外の懸賞を「一般懸賞」といいます。また、商品・サービスの利用者や来店者に対してもれなく提供する場合などは「総付景品」といいます。

(注) 「クイズに正解すると抽選で賞品があたる」といったような、商品の購入などを条件としない場合は「オープン懸賞」と呼ばれ、景品規制には該当しません。但し、「取引に付随する」条件がある場合（例えば、当選者の発表は店頭のみで行う等）は、景品規制の対象となるので注意が必要です。

表1 各景品規制の限度額

	取引価格	景品類の限度額		その他条件
		最高額	総額	
一般懸賞	5,000円未満	取引価格の20倍	懸賞に係る売上予定総額の2%	
	5,000円以上	10万円		
共同懸賞	取引価格にかかわらず	30万円	懸賞に係る売上予定総額の3%	年3回、70日まで
総付景品	1,000円未満	200円	※上限なし	
	1,000円以上	取引価格の2/10		

(注) 業界によっては自主ルール等が設けられている場合がありますのでご注意ください。

3. 「共同懸賞」とは

共同懸賞は、「一の商店街に属する小売業者又はサービス業者の相当多数(※1)が共同して行う」といった条件等に合致すれば実施することができます。

共同懸賞における景品類の限度額は、最高額は取引の価格にかかわらず30万円で、総額は懸賞に係る売上予定総額(※2)の3%以内とされています。

その他に、中元や歳暮等の時期において年3回を限度とし、年間通算して70日の期間内で行う場合に限る、といった条件もあるので注意してください。

※1 「相当多数」とは、原則として、小売業者又はサービス業者が30店以上であり、且つ、それが、通常、共同懸賞に参加する者の大部分である場合です。

なお、商店街以外にも、「一定の地域における小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合」なども共同懸賞の対象となります。

(例えば、市内の電気店が共同して行う「電気まつり」など)

※2 (以下『』内は、消費者庁「景品に関するQ&A」より引用) 『売上予定総額について、合理的に算定したものではないなど根拠のない金額を売上予定総額とすることはできませんが、例えば、前年の同時期の販売実績や同種の懸賞企画を行った際の販売実績などを参考にして、合理的に算定しているのであれば、結果的に、実際の売上総額が売上予定総額を下回り、景品類の総額が売上総額の3%を超えたとしても、直ちに問題とはなりません。』

アドバイス

景品表示法には、景品類の限度額(最高額、総額)等を規制するルールがあります。

抽選会の企画・提案をする際は、商店街の方から過去の抽選会の実施状況や参加店舗の状況、売上予定総額などを確認した上で景品類の限度額を設定するなど、ルールに違反しないよう注意しながら進めてください。

【参考】詳細については消費者庁のホームページが参考になります。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/
また、「事例でわかる景品表示法 消費者庁」、「景品規制の概要 消費者庁」、「景品に関するQ&A 消費者庁」等で検索してください。